限定承認公告

本籍京都市上京区浄福寺通出水上る白銀町二六一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　堀田キミ子

右被相続人は平成二十五年八月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十六日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
京都市上京区浄福寺通出水上る白銀町二六一番地　相続財産管理人　堀田　俊彦

限定承認公告

本籍兵庫県丹波市春日町野上野七〇九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　上山　廣司

右被相続人は平成二十五年九月二日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十九日神戸家庭裁判所柏原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
兵庫県尼崎市潮江一丁目八番一―一一一号
太田川口法律事務所
限定承認者小野寺左岐子
代理人弁護士　太田　吉彦

限定承認公告

本籍広島県福山市松永町四丁目四七五番地三、最後の住所広島県福山市松永町四丁目三四番五号　被相続人　亡　岡田　征男

右被相続人は平成二十五年九月三日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十九日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
広島県福山市松永町四丁目三四番五号
限定承認者　岡田冨士子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年十二月二十八日付官報号外第二八二号一四六頁に掲載されています。

平成二十五年十二月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
RP―13特定目的会社
取締役　村上　達洋

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資十二億八千万口を全口消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年一月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十二月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
RP―13特定目的会社
取締役　村上　達洋

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十五年十二月二十四日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的
特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で当社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件
資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期
取締役が、適切と判断する時期

四、減少する優先資本金の額
金五千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数
消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は五千万口とする。

六、消却の方法
優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。

七、消却に要する金額
金五千万円

平成二十五年十二月九日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社
取締役　藤田　収二

信託の併合の公告

株式会社新生銀行（委託者兼受益者）及び新生信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十六年一月十日付で左記二（一）の信託（一号信託）、二（二）の信託（二号信託）及び二（三）の信託（三号信託）を併合しますので、公告します。

この併合に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、信託の併合をする各信託についての信託契約の当事者

（一）一号信託
委託者兼受益者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
株式会社新生銀行
受託者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社

（二）二号信託
委託者兼受益者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
株式会社新生銀行
受託者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社

（三）三号信託
委託者兼受益者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
株式会社新生銀行
受託者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社

二、信託の併合をする各信託の年月日及び各信託についての信託契約の内容

（一）一号信託
平成二十年六月二十日付金銭信託以外の金銭の信託（特定運用）契約証書（受益権譲渡禁止特約付）（ファンドコード五一〇二〇三七）

（二）二号信託
平成二十年九月二十四日付金銭信託以外の金銭の信託（特定運用）契約証書（受益権譲渡禁止特約付）（ファンドコード五一〇二〇三八）

（三）三号信託
平成二十年十一月六日付金銭信託以外の金銭の信託（特定運用）契約証書（受益権譲渡禁止特約付）（ファンドコード五一〇二〇三九）

なお、右記（一）、（二）及び（三）の各信託の年月日は、それぞれ右記記載の契約締結日と同日です。

三、信託の併合をする各信託において作成された財産状況開示資料等の内容
右記二（一）、（二）及び（三）の各信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十三条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

四、併合後の信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み
履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

五、連絡先
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社
電話番号（代表）〇三―六八八〇―六二〇〇

平成二十五年十二月九日
受託者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社
代表取締役　後藤　武彦

取消公告

平成二十五年十月十七日（号外第二二五号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十五年十二月九日
東京都中央区京橋一丁目一番六号越前屋ビル七F　（甲）株式会社エナジック
代表取締役　大城　博成
大阪府交野市星田北一丁目四〇番一号
（乙）株式会社エナジック
代表取締役　大城　博成
沖縄県浦添市牧港四丁目一〇番一号
（丙）株式会社エナジックインターナショナル
代表取締役　大城　博成
東京都中央区京橋一丁目一番六号
（丁）株式会社エナジックファイナンス
代表取締役　大城　博成

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月六日付特第二四号ニ
◉付録　府調達第二三一号四八ペー
十一月官報目録一二ページ

ページ●同月九日付第二六七号六四ページ●同日付政
ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）